

令和4年8月1日

雇用環境整備士資格講習会
令和4年度 受講者各位

一般社団法人日本雇用環境整備機構 事務局

カード資格者証（携帯用）の作成について

本機構の雇用環境整備士認定制度要綱第12条に基づくカード資格者証とは、雇用環境整備士資格者証（通常はA4賞状タイプ）と同等の効力を有し、身分証として又は携帯用としてご利用いただくことを目的として、希望者のみ実費にて作成・発行しているものです。

下記は見本・規格

新設された第Ⅳ種と第Ⅴ種も表示されるように改良されます。



エンボス加工が廃止されます。

サイズ：横 85.60mm×縦 54.00mm×厚 0.76mm

印刷：表面カラーICJ8C（白フチ 0mm）、裏面カラーICJ1C（文字程度）

磁気：なし、加工：なし

エンボス（資格番号ナンバリング）：なし

※整備士番号は複数科目受講者は最初に受講した科目の整備士番号が明記されます。

※券面デザインは令和4年度版として一部写真と異なる場合があります。

例年、携帯用の資格者証として希望者にのみ作成し発行していましたが、R2年度よりeラーニング方式であるという事情から、本機構の事務手続き上の関係で申し訳ございませんが発行は原則中止とさせていただきます。

しかしながら、カード資格者証の発行を強く希望される、または必要とする方々もいらっしゃることから、今年度よりカード資格者証の発行を再開することとし、希望する方全員に個別に対応させていただくことといたしました。

カード資格者証の作成・発行の申し込み手順

(1) カード資格者証の費用は**¥3,800円**（税込、発行手数料¥500円別）となります。希望者個別に1枚毎の発注になるため印刷コストが高騰しますことをご了解ください。

(2) お申し込みはインターネット上でのみ対応します。

(3) まずは、以下をクリックして費用のお支払いをお願いいたします。

<http://www.jee.or.jp/eei/card.html>

(4) お支払い後すぐに自動でメールが届きますので券面に記載される基本情報を入力ください。

(5) ご注意事項

- ・ ネット決済（クレジット）でのお支払いのみとなります
- ・ 振込手数料はかかりません
- ・ 請求書及び領収書の発行はできません
- ・ お届けまで2週間程度かかります

カード資格者証の使用上のご注意事項

- このカードは雇用環境整備士認定制度要綱第12条に基づくカード資格者証です。
- 資格者証と同等の効力を有しますが、身分証として又は携帯用としてご利用いただくことを目的として、希望者のみ実費にて作成・発行します。
- 資格者証（A4サイズ賞状タイプ）と同等の効力を有するものです。
- 有効期限はカード資格者証の有効期限をいう（整備士資格自体は有効期限はないが、カード資格者証は身分証として利用される場合が想定されるため、一定期間をもって顔写真の差替えが必要となるため期限は3年間となります。有効期間直前になりましたら事務局より再発行の案内が届きます。）
- 顔写真は必須です。券面に印刷されますので鮮明な写真データを送付ください。
- 複数科目受講者は最初に受講した科目の整備士番号が明記されます。
- カードには第Ⅰ種～第Ⅴ種の取得科目に「○印」が付されます。また、本機構の情報交流制度加盟員の方には加盟員欄にも「○印」が付されます。